

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	その他(特記事項)	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	省庁名・連絡先
5030001	家庭的保育サービスの指導監督における是正	保育ママ制度に認められている、「認可外保育施設指導監督基準」の適用除外を民間の家庭的保育サービスにもひろげるべきである	保育者の自宅子どもを預かる市区町村の「保育ママ」と同様に自宅少人数の子供を保育するチャイルドマインダーが全国に増加している。官主導と民主体の違いはあるが、両方も保育場所が同様の家庭保育サービスを行っているにもかかわらず、民間の家庭的保育サービスは「認可外保育施設」のひとつとして、「認可外保育施設指導監督基準」に基づいて保育所同等の安全基準等が求められ、都道府県による厳しい指導監督を受けている。一方、市区町村の「保育ママ」等については、多くの場合、「認可外保育施設指導監督基準」の適用除外となっている。民間のような保育所同等の安全基準等は求められていない。民家やマンションの一室で子どもを預かる家庭的保育を「認可外保育施設」と位置付け保育所同等の基準を義務付けることに矛盾があり、実際的には、安全対策としては有効な基準とはいえない。実施主体が官か民かで求められる安全環境基準等に食い違いがあることは、非常に問題である。指導監督における「不公平さ」が生まれている。同じ家庭的保育サービスを行っているにもかかわらず、このような実態があることは民間の家庭的保育サービスが広がる上での妨げとなっており、社会の損失と言える	株式会社アルク	(具体的事業の実施内容・提案理由欄からの続き) 政府が「保育ママ」の拡充に向けて検討を進めている中、実施主体が官か民かにかかわらず、家庭的保育サービスの受け皿を広げていくことが必要である。そのために、家庭的保育の安全基準等を定めた上で、基準を満たしている家庭的保育サービスを官民間問わず「認可外保育施設指導監督基準」の適用除外の対象とすべきである。	保育対策の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	家庭的保育事業の実施主体は、市町村としている。認可外保育施設指導監督基準に基づき、認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	C	IV	家庭的保育は、保育所における保育とは異なり、原則として家庭的保育者の居宅において、一人の家庭的保育者が複数の子どもを保育するという個別保育であり、両者はその保育の形態において大きく異なるものであることから、保育内容に関する総合的な支援、巡回・相談や資質の向上を図るための研修の実施などの支援体制整備を図る必要がある。これらの体制整備を担保するために、家庭的保育事業の実施主体は市町村としている。 民間の家庭的保育サービスについては、こうした体制整備が担保されず、適切な保育が行われないおそれがあることから、市町村が行う家庭的保育事業として	雇用均等・児童家庭局長 松嶋 03-3595-2542 matsushima-ayumu@mhlw.go.jp
5031001	民間家庭的保育サービスの指導監督指針を是正	国が推進している「保育ママ制度」で、国や自治体が定める「保育ママ」の施設基準などを、同等に民間の家庭的保育サービスに適用するべきである	一般の住宅内において少人数の子どもを預かる家庭的保育には、市区町村の「保育ママ」等と、民間の家庭的保育サービスを行う「チャイルドマインダー」がある。保育者の居宅を使用する家庭的保育の基準設置は、子どもの安全を確保することが第一前提になくはならないはずであるが、現実的には、保育場所のハード面や保育者の配置人数など、家庭的保育の実態と合致しない矛盾した基準を設けている。一方、市区町村の「保育ママ」等については、この施設基準の対象外と定めている。民間の家庭的保育サービスを「認可外保育施設」のひとつとして位置づけることは、誠に理不尽である。官か民かによる識別だけで家庭的保育の基準が変則的で統一されていないことは、社会にとって不利益である。実態にあった基準を設置することを提案する	特定非営利活動法人 日本チャイルドマインダー協会	国や市区町村が定める「保育ママ」は、保育の内容や時間帯など予算の上限があり、提供できるサービスに限界がある。民間の家庭的保育サービスは、時間外保育や病後児や病児保育、宿泊保育や緊急時保育など提供できるサービスのバリエーションは豊富で、柔軟な保育を実現できる。施設型集団保育とは異なる家庭的保育の実態にあった有益性のある基準にする	同上	同上	同上	同上	同上	同上
5032001	民間家庭的保育サービスの指導監督における是正	民間の保育ママに対し、市区町村の「保育ママ」(家庭福祉員)に認められている、「認可外保育施設指導監督基準」の適用を除外する。「家庭的保育」の携帯に応じた一定の基準を定めた上で、官と民との家庭的保育サービスに広げるべきである。	保育者の居宅において少人数の子どもを預かる家庭的保育サービスには、市区町村の「保育ママ」(家庭福祉員)等と、民間のサービス(チャイルドマインダー等)がある。両者はほぼ同じ形態で家庭的なサービスを行っているが、民間の家庭的保育サービスは「認可外保育施設」のひとつとして、「認可外保育施設指導監督基準」に基づき施設型保育所と同じ施設基準等が求められ、行政の矛盾した指導監督を受けている。一方、市区町村の「保育ママ」等については、多くの場合、「認可外保育施設指導監督基準」の適用除外となっていて、民間のような保育所同等の安全基準等は求められていない。保育場所を民家やマンションの一室で子どもを預かる家庭的保育に対し、「認可外保育施設」と位置付け保育所同等の基準を義務付けることに何の根拠も示されておらず、更なる問題として実施主体が民間か市区町村かで求められる安全基準等の厳しさが違うという指導監督における「官民差別」が生まれている。同じ家庭的保育サービスを行っているにもかかわらず、このような格差があることは不公平、不公正であり、民間の家庭的保育サービスが広がる上での妨げとなっている。(特記事項)欄参照へ)	特定非営利活動法人 フローレンス	政府が「保育ママ制度」の拡充に向けて検討を進めている中、実施主体が民間のものについては、全く蚊帳の外に置かれている。家庭的保育においては、官民の条件に関係無く、「認可外保育施設指導監督基準」の適用から除外し、の対象とすべきである。さらに、民間の家庭的保育サービスにおいて保育の安全面に配慮を徹底順守させる、保育実態に合致する政府指針が必要である。	同上	同上	同上	同上	同上	同上
5040001	民間の家庭的保育サービスの指導監督における是正	認可外保育施設指導監督の指針 や認可外保育施設指導監督基準は、民間の保育ママの保育形態や保育場所の実態に即していないために安全基準を改める	日本国内でも特出して地方においては、少子現象が著しい。少子傾向が高い地域ほど、集団保育を行う施設型保育所は、サービス範囲が限定され広範囲のニーズに対応できない。今年度、官主導で新体制が推進されている「保育ママ制度」は、実施予算に限りがあり、多様な保育ニーズをカバーすることは、不可能である。こうした現状の中、民間の保育サービスが必要不可欠であることは、明白である。そこで、国や自治体が着目している「保育ママ」と同様に、保育者の居宅にて少数の子どもを家庭的に保育する専門職である「チャイルドマインダー」に着目し、民間力で普及することで、社会全体に貢献できるものと自負している。しかし、現状の国と地方自治体が定める規制により、その道は大きく閉ざされている。それは、「チャイルドマインダー」は、保育ママと同様に、保育場所とするのは一戸建て住宅または、アパート・マンションなどの一室であるにも関わらず、理不尽にも国や自治体が定める「認可外保育施設指導監督基準」に定められた施設要件や人員配置が義務付けられているからである。家庭的保育の安全基準を実施主体により差別化している現状の国の規制を即刻改善し、子どもの安全を確保する観点から民間の家庭的保育の実態に即した基準の改定を提案する	株式会社 農環		同上	同上	同上	同上	同上	同上
5042001	民間の家庭的保育サービスの指導監督基準の是正	民間の家庭的保育サービスを「認可外保育施設指導監督基準」からの適用除外と、「保育ママ制度」と擦り合った家庭的保育基準を民間の家庭的保育サービスに適用するべきである。	多様な保育ニーズに柔軟な保育内容のサービスを行っている民間の家庭的保育サービス「チャイルドマインダー」は、「認可外保育施設」のひとつとして、「認可外保育施設指導監督基準」に定められている通り、保育所同等の安全基準等が求められ、都道府県の指導監督を受ける対象とされている。一方、政府が制度化を進めている「保育ママ」については、「認可外保育施設指導監督基準」の適用除外となっており、保育所同等の安全基準等は求められていない。子どもを預かる家庭的保育を「認可外保育施設」と位置付け保育所同等の基準を義務付けることには、現実的に無理があり、実施主体が民間か市区町村かで求められる安全基準等の厳しさが違うという指導監督における矛盾が生じている。雇用の形態が多様化している現代には、多様な保育ニーズが増加しており公的保育制度だけでは解決できない保育課題が山積している中、民間による柔軟かつ安全な保育の実施の妨げとなる現状の家庭的保育サービスの指導監督の指針や内容の改善が必要である。	学校法人	家庭的保育に携わる人材が、官か民かのどちらかに所属する違いにより、保育サービス提供のための安全基準や、政府の指導内容が異なることは、家庭的保育に従事する人材を教育する面においても矛盾が生じ、合理性がない。現在の民間における家庭的保育サービスについては「認可外保育施設指導監督基準」の適用除外の対象とすべきである。	同上	同上	同上	同上	同上	同上
5079001	民間の家庭的保育サービス「チャイルドマインダー」に対する指導監督における改正	民間による家庭的保育を「認可外保育施設指導監督基準」に適用することは、保育場所の特性から矛盾が多い。「保育ママ」と同質な「指導監督基準」を民間の家庭的保育サービスにも広げるべきである。	民間が普及している家庭的保育サービスの専門家「チャイルドマインダー」がある。国の制度として推進されている「保育ママ」の民間版であるが、民間の家庭的保育サービスは「認可外保育施設」のひとつとして矛盾した規制の中で、「認可外保育施設指導監督基準」に基づいた安全基準等を整備するよう、全国の自治体の指導監督の対象とされている。一般家庭で子どもを預かる家庭的保育を「認可外保育施設」と位置付け、保育所と同様の施設等の基準を義務付けることに矛盾がある。子どもを預ける子育て家庭からの視点や子どもの安全面からの視点とは言い難く、子どもの安全を守るための基準でないものとなっていることが、最大の問題である。実施主体が、民間か市区町村かで求められる安全基準等の厳しさが違うという指導監督における不合理的な設置基準は、直ちに改正するべきである。	株式会社 ヴィクリエイト	政府が新たに「保育ママ制度」を進めている中、全国の子育て支援のためにも民間の家庭的保育サービスの活用を認めるべきである。家庭的保育の受け皿を広げていくことで、多様な保育ニーズを持つ子育て家庭が、積極的に仕事と子育ての両立に励めるのである。民間における家庭的保育の安全基準を「認可外保育施設指導監督基準」と切り離し、実態に合う基準を設置する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上